

～元の生活をかせせ～

原発事故被害いわき訴訟原告団 会報

----- 第 10 号 -----

発効日 2015. 1. 19(月)

発行者 ～元の生活をかせせ～

原発被害いわき市民訴訟原告団事務局

連絡先 いわき市内郷御厩町3丁目101

いわき教育会館内

tel 0246-27-3322 fax 0246-68-6771

E-mail je7fas220329@gray.plala.or.jp

事務局携帯電話・吉田浩080-1815-5089

原告団員数は1,574人に

12月17日、第3次原告181人が提訴しました。第1次822人、第2次571人と合わせて総人数は1574人(うち18歳未満の子どもが256人)となりました。

二人の原告が陳述

1月14日(水) 第9回いわき市民訴訟が開かれました。

12時半から八幡神社で開かれた決起集会には、90名の原告と支援者が結集。デモ行進と傍聴抽選には80名が参加し、35の傍聴席を埋めました。

この日は、2人の2次原告が口頭陳述を行いました。

安斉照雄さんは、筋ジストロフィーの病気を抱えながら、原発事故前は檜葉町でタクシー会社の勤務をしていました。仲間にも恵まれ、運転や洗車は大切な筋肉運動だった。また、丁寧な運転は、地域の人にも信頼され、高齢者に感謝されていた。原発事故により会社は閉鎖、解雇された。仕事も見つからず、病気も悪化した。

クリスチャンである安斉さんは、「田舎に核施設や核のごみを押し付け、何事もなかったように都会でのくらしを送ることは、神の御心ではありません。」世界の唯一の被爆国である日本は、原発から手を引く決断を勇氣ある決断をするときです。と述べました。

氏家裕貴さんは、地元産のおいしい、安心・安全な魚、山菜などを提供してきた和食店の店長さん。いわき産のおいしい魚を食べて育った氏家さんは、勉強のため上京した時に魚を食べ、いわきの魚との違いに衝撃を受け、そのことなどから料理に興味を持ちいわきで和食店を開くことを決意、念願の店を開いた。次第に評判が広がり、他県から5割の客が来るまでになった折りに原発事故が起き、すべてを壊した。いわきの海を愛し、海とともにたくさんの人が豊かな生活を送っていたこと、私のような気持ちでいる人がたくさんいることを裁判官に分かってもらいたい。と陳述しました。

二人の原告の陳述は、静かな口調の中にも怒りを持って国と東電の責任を追及し、傍聴者の感動とこれからのたたかひの決意を呼び起こすものでした。

これまでの法廷での推移から

2013年3月11日の提訴以来、9回の裁判があり、20人の原告が意見陳述をしてきました。いずれも自らの体験を語りながら、原発事故がいわき市民に与えた恐怖や被害の実相を真剣に訴えました。中には傍聴席から嗚咽が漏れる場面もしばしばありました。

弁護団も20種類の準備書面を出す一方、法廷で意見を陳述してきました。これに対して国と東電の文書による主張はとんでもないものとなっています。

〈例1〉国、「原子炉の安全性は…相対的安全性を前提として一定レベルの安全性が要求されている」→だから政府として苛酷事故対策を法律で規制していなかった。つまり法律違反をしていないし事故を起こした法的責任はない、と言いたいのであろう。

〈例2〉東電、今回のような大きい津波は「想定外であった」→つまり悪いのは津波であって、東電に責任はなかったと言いたいのであろう。

〈例3〉東電、「年間20ミリシベルト被ばくした場合の健康リスクは喫煙、肥満、野菜不足など他の発がんリスク要因によるリスクと比べても低い」→つまり、取り立てて被害を与えていない、と言いたいのであろう。(以上三点への反論は裏面参照)

こうした問題を含めて、これからの法廷で弁護団の本格的な総反撃が強まろうとしていますので、一人でも多くの原告の皆さんの傍聴と公判が始まる前の集会参加を心から呼びかけます。

これからの裁判予定日

- 第10回 3月26日(木)
12時30分集合
- 第11回 5月18日(月)
12時30分集合
- 第12回 7月29日(水)
9時30分集合予定
- 第13回 9月16日(水)
9時30分集合予定
- 第14回 11月18日(水)
9時30分集合予定

* 12回からは終日の予定

個人の「陳述書」(社会調査形式)アンケート

未提出の方は至急届けてください

現在、役員会が最も力を入れているのが、個人が記入するアンケート形式の陳述書の回収です。

封筒に原告の名前を書いてすべての原告にお届けしましたが、まだ返送されていない方もいます。万一、用紙が手元に届いていない方は、至急事務局にご連絡ください。



このアンケートは裁判官も「注目している」と言っており、私たちの被害状況を裁判官に伝える極めて大切な証拠となります。

勝利判決を勝ち取るために必要不可欠なものです。何かとお忙しいとは思いますが、急いで記入して世話人または事務局にお届けください。

国、東電に反論する (1面の被告側主張に対する反論)

一定レベルの安全性があれば…に対して

〈例1〉

「原子炉の安全性は…相対的安全性を前提として一定レベルの安全性が要求される」とは、事故前まで国民が一度も聞いたことの無い言い訳である。

国はいつも「絶対安全」と言い続けてきた。例えば、

◎「原子力発電所では、「安全対策には念には念を入れる」という考え方から…安全対策が多重的に講じられており、外部に放射性物質の異常な放出をもたらすような事故が発生しないよう万全を期しています。

◎自然災害の対策

原子力発電所は、地震、台風、高潮、津波などに対し対策が十分なされています。

(改訂新版 第22版 通商産業省 資源エネルギー庁公益事業部編集 「93 原子力発電 その必要性和安全性」から)

そもそも「安全神話」と「絶対安全」を振りまき、苛酷事故対策を法律で規制してこなかった国は、事故発生後に一転して原子炉等規制法を改正して、苛酷事故対策を法規制の対象にしたのはなぜか。矛盾に満ちた言い訳である。

「想定外であった」…に対して

〈例2〉

東電の津波高さの「想定」は1966年、第一原発1号機設置許可申請で3.1mであった。その後5.7mに引き上げたが、2002年に国の地震調査研究推進本部による「長期評価」が出て、第一原発敷地で15.7mの津波が到来するという計算が可能であった。

2006年には、国・東電による「溢水勉強会」で、第一原発の5号機で10mの津波で非常用海水ポンプが使用不能になること、14mであれば建屋内に浸水して全交流電源喪失が起り得ることが判明。

2008年には東電が「長期評価」を踏まえて試算した結果、第一原発の敷地南部で15.7mとなった。以上からして、2002年遅くとも2006年には、東電は予見ができた。

年間20ミリシーベルト被ばく…に対して

〈例3〉

100ミリシーベルトを超える放射線量は、ガンなどの健康被害が実証的に認められている。しかし、100ミリ以下の場合には専門家の間でも意見が分かれている。国際放射線防護委員会(ICRP)は、100ミリ以下でも健康被害はあり、しきい値はなく、被ばく線量に比例してリスクが直線的に増大する(LNTモデル)との考え方を示している。

そのリスクは1シーベルト(1000ミリ)で約5%が増大すると考えられている。これは、10ミリなら約0.05%の増大、つまり1万人あたり5人がガンを発症することを意味する。もちろん放射線による健康影響は小児の甲状腺ガンだけでなく、各種固形ガン、心疾患、肝機能障害などが指摘されている。

私たちにとって、学者同士の科学論争に必ずしも関心があるわけではない。「将来、自分や子ども達に健康被害が出る可能性(リスク)があるか否か」について、その可能性を指摘する有力な説が存在すること自体が重大なのである。

今後一生、この終わらない不安を持ち続けることになる。これこそ重大な精神的苦痛である。



1月14日(水)第9回裁判で避難者訴訟原告団の支援者と共にデモ行進を行いました。(90人の参加者)



避難者訴訟原告団代表と一緒に「公正な判決を求める署名」8,671筆を提出しました。(3回目)(累計で49,598筆)

「公正な裁判を求める署名」

1月14日 いわき地方裁判所に第3回目の提出をしました



左より、金井、早川、伊東、佐藤さん

1月14日現在の提出筆数 49,598筆

一月十四日(水)第九回いわき訴訟の裁判がありまし
た。その裁判に先立って、
裁判の両輪として頑張って
いる「避難者訴訟原告団」
の役員の方とともに、第三
回目の署名の提出を行いま
した。

今回の提出は、八千六百
七十一筆でした。これで署
名の提出筆数は、四万九千
五百九十八筆
となりました。
会員の皆さ
んの署名も事
務局に届けら
れていますが、今回の提出
のほとんどは、東京にある
労働組合が取り組んでくれ
たもので八千筆余りありま
した。

この署名は、私たちの裁
判についての興味・関心の
大きさを示すものとなって
います。
全国の人たちから時には
カンパなどとともに、毎日
のように郵送されて来てい
ます。ある時は、「自分し
かできませんでした」とか、
「家族の分しかありません
が」と送ってきてくれま
すが、非常にうれしい限り
です。それらの積み重ねが
現在の約五万筆を数えてい
ます。
私たち自身の裁判ですか
ら、もう一回り、もう二回
りと私たちも努力して署名
を集めましょう。
それが、裁判の宣伝にも
なりますから。

**原発事故の
完全賠償をさせる会ニュース**

2015年1月18日
いわき市内郷御殿町
3-101
いわき教育会館内
事務局
電話27-3322
FAX 68-6771

原発事故の完全賠償をさせる会・原発事故被害いわき訴訟原告団

「2014年度 総会」をひらきます!

- 1、日時 **2月18日(水) 午後6時~8時**
- 2、場所 **社会福祉センター(大会議室)**
(いわき市平字菱川町1-3 電話0246-23-3320)
- 3、内容 ①経過報告 ②決算報告 ③方針と行動計画
④予算案 ⑤質疑応答と承認 ⑥その他

多くの会員の皆さんさんの出席をお願いします。
これからの会の活動方針や裁判の進行状態や今後の進み方
などの会員の皆さんのご意見・ご要望をお聞かせください。
弁護団の弁護士も参加されます!

「公害総行動」の人たちと ともに歩む活動を!

**四〇年目を迎える公害被害者
総行動(公害総行動)実行委員会**

命がけでたたかった大きな被害者運動の歴史です。
戦後の復興に名を借りて、国と財界は、国民の命と暮らしを無視

一九七六年(昭和五二年)六月に初めて公害総行動が取り組まれた。公害総行動の四〇年は、公害被害者が大団結して文字通り

した経済活動を行い、四大公害(熊本水俣病、新潟水俣病、富山イタイイタイ病、四日市喘息)をはじめとする数々の公害を引き起こした。被害者は、数々の困難を乗り越え、国や企業との交渉や裁判に訴えるなどの運動を起し、被害者救済の道を作り上げてきました。しかし、国と企業は、悲惨な公害被害の実態を無視し、公害反対運動に対する「まき返し」攻撃を行ってきました。これに対して公害の被害者は、「連帯して公害の根絶を」を掲げ、大同団結し、一九七六年に第一回公害総行動デーをおこな

いました。今年、六月三日・四日には、全国公害総行動デーが取り組まれます。また、数ある公害被害の中からフクシマとミナマタを中心的な課題と位置づけてたかひが組まれます。特に、全国キャラバンには、全国各地にフクシマとミナマタ二つの被害団体がオルグに参加します。公害は、無くなっています。原発事故の収拾はもろろんのこと被害者救済と公害根絶、環境保全をめざすたかひに、全国のなかまの一翼をになつて勝利するまでたかひを続けますよう。

原発事故被災地視察の案内で使っている「ガイドパンフレット」を会員のみなさんにもお分けします。一部百円です。事務局に連絡をください。

全国各地から被災地の視察に

毎週のように、視察の案内を役員がしています。全国各地から来て言います。「現地を見ないとわからないところが大阪ですね。ホントに来てよかったです。地元で伝えます。」という感想がほとんどです。月の第四土曜日と次の日曜日を利用して視察ツアーを募集しています。

ADRに賠償を申し込みしてみませんか

弁護団より陳述書を読んだ感想が届きました。「退職を余儀なくされた方」とか「除染に費用がかかった方」は、ADRに請求すれば比較的多くの方が補償されているから、積極的に利用してはどうか、と。相談がある人は、事務局に連絡をください。

DVDの第2弾！
ができました。1枚千円です。連絡は事務局へ
あやまれ つぐなえ なくせ原発・放射能汚染

